

平成30年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日(2月14日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時55分)	3
広域連合長職務代理者の議会招集挨拶	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護 審査会条例の一部改正について	5
日程第4 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部改正について	6
日程第5 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会 設置条例の制定について	9
日程第6 議案第4号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算(第2号)	10
日程第7 議案第5号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第2号)	11
日程第8 議案第6号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予 算	13
日程第9 議案第7号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計予算	15
議了宣告	18
広域連合長職務代理者の閉会挨拶	18
閉会宣告(午後2時45分)	19
会議録署名	20

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第26号

平成30年2月14日（水曜日）広島県医師会館

出席議員

1番	谷口	修
2番	渡辺	好造
3番	宮崎	誠克
6番	渡辺	一照
7番	道法	知江
8番	仁ノ岡	範之
9番	吉田	尚徳
10番	高田	健司
11番	池上	文夫
12番	棗田	澄子
13番	亀井	源吉
14番	堀井	秀昭
15番	細川	雅子
16番	牧尾	良二
17番	井上	佐智子
18番	秋田	雅朝
19番	山本	一也
20番	繁政	秀子
21番	久留島	元生
22番	沖田	ゆかり
23番	中川	ゆかり
24番	矢立	孝彦
25番	大林	正行
26番	信谷	俊樹
27番	福田	義人
28番	久保田	龍泉

欠席議員

4番	三宅	正明
5番	加藤	忠二

説明員

広域連合長職務代理者	入山	欣郎
広域連合事務局長	守田	利貴
広域連合事務局次長兼総務課長	谷川	昌行
業務課長	大下	佳弘
総務課企画財政係長	山根	純

議事補助員

議会事務局長	亀田賢史
議会事務局長次長	当天次美
書記	谷岡英子

議事日程（第1号）

（平成30年2月14日 午後1時55分開議）

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 議席の指定について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護
審査会条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会
設置条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補
正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第5号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第6号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予
算 |
| 日程第9 | 議案第7号 平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計予算 |

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 5 5 分 開 会

○議長（谷口修）

ただいまの出席議員 26 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年第 1 回広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長職務代理者の挨拶があります。広域連合長職務代理者。

◎広域連合長職務代理者（入山欣郎）

藏田広域連合長の辞職に伴いまして、広域連合長が現在不在となっておりますので、職務代理者である私から、平成 30 年第 1 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

来年度は保険料改定の年であるため、保険料率の増加の抑制と安定した財政運営の双方の観点から、保険料率の設定について、算定作業を進めてまいりました。

この定例会に提出しております議案は、その平成 30 年度・31 年度の保険料率の設定を含む条例改正のほか、平成 30 年度当初予算といった重要案件を提案いたしております。

どうぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく御挨拶とさせていただきます。よろしく御挨拶申し上げます。

○議長（谷口修）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、入山広域連合長職務代理者、守田広域連合事務局長、谷川事務局次長兼総務課長、大下業務課長、総務課山根企画財政係長を呼んでおります。このことを御報告申し上げます。

また、議場に配付しました「例月出納検査」及び「平成 29 年度定期監査」の結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第 1 号）のとおりであります。

この日程によって議事を進めさせていただきますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口修）

異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。議席は、現在着席されている席とします。この際、御報告いたします。一身上の都合により、安芸太田町の富永豊議員から辞職願が提出され、閉会中につき、12月28日付けで許可しておりますことを御報告いたします。なお、本日の会議録署名者として13番亀井議員、24番矢立議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（谷口修）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口修）

異議なしと認めます。よって会期を本日1日と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」

○議長（谷口修）

次に日程第3「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページ、及び別冊1「平成30年第1回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。説明は、議案資料によりさせていただきます。

「議案第1号広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」でございます。

1の改正の趣旨でございますが、後期高齢者医療広域連合には複数の附属機関があり、今後、その附属機関の委員が広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員と重複する可能性があります。そのため、広域連合情報公開・個人情報保護審査会で行う決議について、同審査会委員が特別の利害関係を有する場合にはその議決に加わることができないよう、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによりますが、その決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができないこととする規定を追加するものでございます。施行期日は、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして、概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立総員によって、本件は可決されました。

△ 日程第4 「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（谷口修）

次に日程第4「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。なお、この議案の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいても結構でございます。

◎業務課長（大下佳弘）
（挙手）

○議長（谷口修）
業務課長。

◎業務課長（大下佳弘）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。

議案書の2ページ、及び別冊1の「平成30年第1回広域連合議会定例会議案資料」の2ページをお開きください。説明は議案資料でさせていただきます。

「議案第2号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

1の改正の趣旨でございます。

平成30年1月18日の広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会の答申を踏まえ、平成30年度及び平成31年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の引き上げ、被保険者均等割額を減額する基準について、また、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2等の新設に伴う住所地特例の見直し等について、所要の改正を行うものです。

2の改正の内容でございます。（1）の保険料率の改定ですが、平成30年度及び平成31年度の保険料率について所得割率を、0.0876、均等割額を、4万5,500円とするものです。（2）の保険料賦課限度額の改定ですが、被保険者が支払う保

保険料の上限を57万円から62万円に改めるものでございます。(3)の保険料軽減対象の見直しですが、被保険者均等割額を減額する基準について、ア、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に改め、イ、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に改めるものです。(4)の住所地特例の見直しですが、住所地特例の適用を受けている国民健康保険の被保険者が、年齢到達等により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合、後期高齢者医療広域連合が住所地特例の適用を引き継ぐものです。

3ページをご覧ください。3の施行期日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、新保険料率の決定に至る考え方について、別紙資料「平成30年度及び平成31年度の後期高齢者医療保険料率の設定について」により説明させていただきます。

別紙資料の1ページ「1 保険料率の算出方法」をご覧ください。

保険料率につきましては、平成30・31年度の2年間で必要となる、医療給付費や保健事業費などの費用を見込み、その合計から、国からの負担金や調整交付金、県・市町の負担金のほか、若い世代に御負担いただく後期高齢者交付金などの収入の見込みを控除した額が、「保険料収納必要額」となり、この保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り戻した額が、保険料として賦課すべき保険料賦課総額となります。

保険料率は、この保険料賦課総額から均等割と所得割の割合が、1対所得係数、即ち本県の場合、ほぼ50%ずつになるよう設定するものでございます。

続いて、「2 保険料率算定の基礎数値等」をご覧ください。「(1)被保険者数」です。

被保険者数については、広島県広域連合において、直近のデータから平成29年度の被保険者数を推計し、平成30・31年度の年齢到達者数の調査や資格喪失等の異動状況の推移から算出いたしました。表にございますように、平成29年度から30年度にかけて3.0%、30年度から31年度にかけては、2.5%の伸びを見込み、2年間で計833,277人としております。

2ページをお開きください。「(2)医療給付費」です。

医療給付費については、診療報酬改定の影響がある平成30年度と影響がない平成31年度を分けて算定しております。

まず、平成31年度の診療報酬改定の影響がない年については、過去の改定がなかった年度の一人当たり医療費の伸び率の平均値である1.0%といたしました。また、診療報酬改定による影響額を、一人当たり医療給付費の伸びをマイナス0.8%と見込み、診療報酬改定の影響がない場合の伸び率である1.0%から差し引き、平成30年度を0.2%の伸び率といたしました。これにより一人当たり医療給付費は、平成30年度が、96万8,177円、平成31年度が、97万7,859円となります。この一人当たり医療給付費に、先に算出した被保険者数を乗じて算出される医療給付費の総額が、2年間で、8,108億4,397万5,333円となるものでございます。

「(3)予定保険料収納率」は、平成28年度実績に基づき、99.44%としております。

「(4) 後期高齢者負担率」は、世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、高齢者の保険料負担割合を見直すもので、国から、11.18%に引き上げるよう示されており、平成28年・29年度の算定時と比べ、0.19ポイント、伸び率にして1.73%の増加となっております。

「(5) 賦課限度額」は、国の制度改正に伴い、57万円から5万円増え、62万円となります。

「(6) 均等割軽減対象基準」は、国の制度改正に伴い、軽減対象となる所得基準額がア、5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、イ、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円となります。

次に、「3 剰余金の活用による保険料の増加抑制」についてです。

平成29年度決算見込みでは、後期高齢者医療特別会計から生じる剰余金を、約64億と見込んでおり、この剰余金の活用により保険料の増加抑制を図ります。

3ページをご覧ください。

「4 保険料率の算出」、 「(1) 保険料賦課総額」をご覧ください。

これまで御説明した設定による保険料賦課総額を表にしております。表中、左の列から、各試算項目の区分、現行保険料算定時の数値、平成30・31年度の保険料率算出のための数値となっております。保険料賦課総額は、表中の下から2番目、現行保険料算定時で、約704億円、今回の算出額が、約758億円となっており、約54億円、7.75%の増加となっております。

「(2) 保険料率(案)」をご覧ください。

先ほどお示しした保険料賦課総額を基に、保険料率を算出した結果でございます。均等割額は、4万5,500円となり、現行保険料率と比べて705円の増加、所得割率は、8.76%となり、現行保険料率と比べて0.21ポイントの減少となっております。保険料額合計を被保険者数で割った、一人当たりの保険料を比較しますと、9万1,000円となり、1,410円、1.57%の増加となっております。

4ページをお開きください。

参考といたしまして、公的年金収入のみの単身世帯を算出条件とした、現行保険料率と新保険料率での保険料算出額の比較を記載しております。①の収入80万円以下の場合、均等割額が9割の軽減となり、新保険料率では、4,550円で、71円多くなります。また、②の収入153万円の場合は、均等割額が8.5割の軽減となり、新保険料率では、6,825円で、106円多くなります。③④⑤の収入については、それぞれ、均等割額が8.5割、5割、2割の軽減となり、現行保険料を平成30年度の制度内容と同様に算出した場合には、新保険料率では、均等割額が多くなりますが、所得割額の減少がそれを上回るため、年間保険料はそれぞれ少なくなります。なお、この表は、現行保険料率と新保険料率による保険料を、平成30年度の軽減制度のもとに比較するもので、※印の部分は、現行保険料における所得割額が、国の特例措置として、平成29年度には2割軽減されているため、平成29年度の保険料は、※の額が2割軽減された金額になるものです。また、現行の保険料率では、⑧の収入828万6,783円で保険料が上限の57万円になりますが、新保険料率では、⑨の

収入 888 万 7,600 円で上限の 62 万円になるまで、保険料の額は増加していくこととなります。

今後の予定といたしましては、市町に周知を行うとともに、被保険者に向け、広域連合ホームページや市町広報誌による周知のほか、3 月以降に県内全域に新聞折り込み広告を予定しております。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件の質疑を終結いたします。討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。それでは、本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 5 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会設置条例の制定について」

○議長（谷口修）

次に日程第 5 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（守田利貴）

議案書の 4 ページ、及び別冊 1 の「平成 30 年第 1 回広域連合議会定例会議案資料」の 5 ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。

「議案第 3 号広島県後期高齢者医療広域連合プロポーザル選定委員会設置条例の

制定について」でございます。

制定の趣旨でございますが、平成31年度に全国で実施をする後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器の更新に伴いますシステム構築等業務について、当広域連合では、プロポーザル方式による委託業者選定を予定をしているため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、当広域連合の附属機関としてプロポーザル選定委員会を設置する条例を制定しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありません。本件質疑を終結いたします。討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第6 「議案第4号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（谷口修）

次に日程第6「議案第4号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいても結構です。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き下さい。「議案第4号平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」です。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,162万円とするものでございます。7ページをお開きください。

この補正の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入ですが、「3款 財産収入」「1項 財産運用収入」の2万4千円の増額は、定期預金により運用しております、財政調整基金の預入額が見込みより増加したこと等に伴う、利子収入の増額によるものです。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出ですが、「2款 総務費」、「1項 総務管理費」の2万4千円の増額は、先ほど申し上げました財政調整基金の利子について、基金へ積み立てる額を増額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありません。本件質疑を終結いたします。討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第5号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（谷口修）

次に日程第7「議案第5号 平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高

齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）
（挙手）

○議長（谷口修）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただいま、上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き下さい。「議案第5号平成29年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」でございます。恐れいたしますが、座って説明させていただきます。

特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ886万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,085億1,408万9千円とするものでございます。

10ページをご覧ください。

まず、歳入です。「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」の1,056万9千円の増額の主な内容は、保健事業の実施状況に応じて交付される特別調整交付金のインセンティブ分3,000万円の増額等によるものでございます。

「4款 支払基金交付金」「1項 支払基金交付金」の23億3,786万8千円の減額は、前年度分の交付金の精算減額分を、平成29年度の支払基金交付金から充当することに伴い減額するものでございます。

続きまして、「6款 財産収入」「1項 財産運用収入」の143万円の増額は、定期預金により運用しております、給付準備基金の預入額が見込みより増加したこと等に伴う、利子収入の増額によるものです。

「7款 繰入金」「2項 基金繰入金」の21億8,809万5千円の増額は、支払基金交付金の精算などに伴い、「給付準備基金繰入金」を増額するものでございます。

「10款 諸収入」「3項 雑入」の1億4,664万3千円の増額は、第三者納付金及び返納金が当初の予定を上回る収入見込みとなったことによるものでございます。

11ページをお開きください。

歳出でございます。「4款 保健事業費」「1項 健康保持増進事業費」の297万4千円の増額は、長寿・健康増進事業に係る事業費が見込みより増加したこと等に伴う増額によるものです。

「5款 基金積立金」「1項 基金積立金」の143万円の増額は、給付準備基金の利子について、基金へ積み立てる額を増額するものでございます。

「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」の446万5千円の増額は、

平成 28 年度の調整交付金の返還金 4 万 8 千円、及び、国から提供されていた電算処理システムのプログラム誤りが原因で生じた保険料の算定誤りにかかる被保険者への返還金 441 万 7 千円を計上したものでございます。

次に 12 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為補正です。これは、平成 30 年度の事業のうち、平成 29 年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等作成業務委託外 2 件について、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありません。本件の質疑を終結いたします。討論ですが発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 6 号 平成 30 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（谷口修）

次に日程第 8 「議案第 6 号 平成 30 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 13 ページをお開きください。

「議案第 6 号平成 30 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」でございます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本予算は、第 1 条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ 11 億 7,537 万 1 千円とするものです。また、第 2 条にありますように一時借入金の限度額を、5 千万円としております。歳入歳出の詳細につきましては、恐れ入りますが、別冊 4 で御説明させていただければと思います。

別冊 4 「平成 30 年度 広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」でございます。別冊 4 の 3 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。この冊子は、左右見開きのページとなっています。

まず、「1 款 分担金及び負担金」は、各市町からの事務費分賦金で、10 億 9,531 万 7 千円を計上しており、対前年度比 8,587 万 9 千円、8.5%の増としております。

このうち共通経費であります 4 ページの右の説明欄の 1 行目に記載しております、「市町からの事務費分賦金」は、10 億 9,411 万 8 千円を計上しており、前年度比 8,468 万円、8.4%の増としております。

これは、歳入のうち市町の負担軽減を図るための財政調整基金からの繰入金の前年度比 3,200 万円、率にして 28.6%減となったことや、歳出のうち特別会計への事務費繰出金が前年度比 5,378 万 6 千円、6.6%増となったこと等によるものでございます。

次に、4 ページ右の説明欄の 2 行目に記載しております、「事務費分賦金（規則で定める経費）」についてでございますが、これは、平成 31 年度から稼働予定の標準電算処理システムの更改に合わせまして、広域連合が設置する端末機器以外に各市町の御要望により追加で設置する端末機器につきまして、実費による経費負担をお願いするもので、119 万 9 千円を計上しているところでございます。

少し飛びますが、9 ページをお開きください。

「4 款 繰入金」でございます。これは、市町からの事務費分賦金軽減のための調整財源といたしまして、財政調整基金を計画的に取り崩すもので、8,000 万円を計上しており、先程御説明したとおり、前年度比 3,200 万円、28.6%の減としております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

17 ページをお開きください。17 ページ、「1 款 議会費」でございます。議会費は、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、222 万 1 千円を計上しており、前年度比 25 万 4 千円、12.9%の増としております。

続きまして、19 ページをお開きください。

「2 款 総務費」でございます。19 ページから 26 ページまでが「1 項 総務管理費」でございます。派遣職員給料等負担金をはじめ、使用料、賃借料など、広域連合の運営に関する経費でございます。

25 ページをお開きください。25 ページの一番下の計の欄にありますように、総

額 3 億 422 万 3 千円を計上しており、対前年度比 16 万 1 千円、0.1%の減としております。

続きまして、27 ページには「2 項 選挙費」を、29 ページには「3 項 監査委員費」を、それぞれ委員報酬等につきまして計上をいたしております。

続きまして、31 ページをお開きください。

「3 款 民生費」でございます。これは特別会計事務費繰出金で、8 億 6,348 万 9 千円を計上しており、前年度比 5,378 万 6 千円、6.6%の増としております。33 ページでは「4 款 公債費」を、35 ページでは「5 款 予備費」をそれぞれ前年度と同額で計上いたしております。37 ページ以降は給与費明細書となっております。職員数に変動はございません。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。討論についても発言の通告がありませんので、本件の討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 7 号 平成 30 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（谷口修）

次に日程第 9 「議案第 7 号 平成 30 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

（挙手）

○議長（谷口修）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（谷川昌行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書に戻っていただきまして、議案書の16ページをお開き下さい。「議案第7号平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

本予算は、第1条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ4,018億1,234万3千円とするものです。後期高齢者医療制度は、2か年度の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営していくこととされており、平成30年度は特定期間の1年目で、新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成をいたしました。第2条につきましては、地方自治法の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。具体的には、2枚おめくりください。19ページの「第2表 債務負担行為」にありますように、被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成31年度4月1日から6月30日まで、限度額を39万9千円とし、広域連合システムハウジング業務につきまして、期間を平成31年度から平成35年度まで、限度額を1億7,496万円としております。恐れ入りますが、16ページにお戻りください。第3条では一時借入金の限度額を20億円と定め、また第4条では、特別会計の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定によりまして、同一款内での各項間の流用について処理をさせていただくことを定めたものでございます。

それでは、恐れ入りますが、別冊5「平成30年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」によりまして、主な内容を説明させていただきます。

別冊5の3ページをお開きください。歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

まず、3ページの「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」「1節 現年度分」ですが、361億2,852万円で、対前年度比17億7,470万8千円、5.2%の増としております。これは、新保険料率の算定基礎となりました被保険者数と一人当たりの基準所得額等を基に推計したのから算出しております。「2目 療養給付費負担金」は、県と同率の1/12を計上しております。5ページからは、「2款 国庫支出金」、9ページからは、「3款 県支出金」、13ページは、現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金である「4款 支払基金交付金」でございます。また、15ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」でございます。これらにつきましては、保険料率算定に用いた基礎数値に基づく医療給付費等により、高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に沿ってそれぞれ算定したものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。「7款 繰入金」でございます。「1項 一般会計繰入金」は、特別会計事務費繰入金で、8億6,348万9千円、前年度比5,378万6千円、6.6%の増としております。

1枚おめくりいただきまして、21ページの「2項 基金繰入金」では、「1目 給付準備基金繰入金」を22億7,433万7千円としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

少し飛びまして33ページをお開きください。33ページの「1款 総務費」でございます。これは、消耗品費等の需用費、郵送料等の役務費、各種電算システムの維持管理やレセプト点検等に係る委託料をはじめ、後期高齢者医療制度の運営に係る事務経費などで、総額8億7,241万8千円を計上し、前年度比4,532万9千円、5.5%の増としております。これは、マイナンバー制度の情報連携によるシステム構築が完了したことにより委託料の減のほか、現在使用しております電算処理機器の賃借が再リースとなったこと等により、事務費が縮減いたしましたものの、一方で通信運搬費の増や、被保険者数の増加によるレセプトの資格確認件数の増などにより事務代行業務委託料の増などがあり、増額となったものでございます。

恐れ入ります、37ページをお開きください。

37ページから42ページにかけましては、特別会計予算額の99.6%を占めます「2款 保険給付費」でございます。新保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上としておりまして、37ページは「1項 療養諸費」、1枚おめくりいただきまして39ページが「2項 高額療養諸費」、41ページの「3項 葬祭費」、これら3つを合わせまして、4,003億4,126万6千円、前年度比14億4,952万2千円、0.4%の増で計上いたしております。

続きまして、43ページをお開きください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」です。これは、国民健康保険中央会が実施しております特別高額医療費共同事業への拠出金として、1億419万9千円を計上しております。

続きまして、45ページをお開きください。「4款 保健事業費」でございます。保健事業につきましては、医療費抑制を図るとともに、高齢者ができる限り自立した日常生活を送れるよう、積極的に施策を推進する必要があることから、「1目 健康診査費」では、従来の市町が実施した事業に対する補助金の交付に加えまして、新たに歯科健診の実施に取り組むこととしており、1億7,745万円を計上し、前年度比3,116万6千円、21.3%の増としております。また、「2目 その他健康保持増進費」では、低栄養防止・重症化予防事業について実施事業数が増加したことなどに伴い、2億4,474万8千円を計上し、前年度比5,438万1千円、28%の増としております。

以上、上程されました議案について御説明を申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口修）

本件の質疑についても発言の通告がありません。本件の質疑を終結いたします。討論についても発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。本件を採決いたします。本件は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（谷口修）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（谷口修）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会にあたり、広域連合長職務代理者の挨拶があります。

◎広域連合長職務代理者（入山欣郎）

平成 30 年第 1 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、円滑な制度運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げ、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（谷口修）

議員各位におかれましては、案件について、御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の絶大なる御協力に対し、心からお礼申し上げます。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 4 5 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 谷口 修

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 亀井 源吉

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 矢立 孝彦

